

【関口_表】 祭魚洞文庫産育関係史料一覧表（古文書）

分類：a.子返し規制 b.出産管理政策 c.子育て手当政策 d.捨子関係 e.奉公人関係（f.教諭書） g.救恤結社（h.古文書以外の諸資料 i.その他）

（ ）付きは一覧表より除外

所蔵：不明＝所在不明 雑纂＝アチックミュージアム彙報第二九『社会経済史料 第一輯』収録資料

No.	分類	年代	表題	作成	受取	形態	地域	所蔵
1	a	明和4年10月 (1767)	子戻シ御触請印帳	野州河内郡田野村	山口忠兵衛役所		下野	常民研
2	e	明和4年12月 (1767)	家来男女申渡し留(男女奉公人猥ケ間敷儀等法度)				不明	不明・雑纂
3	a	天明8年 (1788)	此度重キ被 仰渡村中江申渡竈判ゆひ判帳(出生養育不仁の儀制禁)	古道村 庄屋 遠藤伝左衛門		横帳	陸奥	流経大 384.1/7 雑纂
4	e	寛政12年7月 (1800)	奉公人仕方帳(女奉公人懐胎の砌の人代等につき)	御扶持人・十村		帳面(不明)	越中新川郡	不明・雑纂
5	e	享和1年12月 (1801)	奉公人名前帳(村々作人不足につき)	石川郡(ママ)		帳面(不明)	越中新川郡(社経史による)	不明・雑纂
6	c	文政10年12月 (1827)	小児養育料御手当小前帳	白川郡中石井村 名主宗内 ほか3名	塙御役所		陸奥・棚倉藩領	常民研
7	c	天保3年2月 (1832)	狐崎組赤子養育御備金拝借被成下候証文之事(雛形)	何浜御百姓 御金拝借人 誰 ほか3名	大肝煎 平塚雄五郎		陸奥	国文研 23Z1/524/

								180
8	c	天保3年5月 (1832)	狐崎組赤子養育御備金年符(賦)拝借 被成下度奉願上候御事	佐須浜拝借人 次田与惣 治 ほか3名	欠(マ)持肝煎 伝十 郎		陸奥	国文研 23Z1/180/ 524
9	b	天保4年3月 (1833)	取極申組合村議定之事	町谷村・轟村・大渡村	(日光)奉行所		下野	常民研
10	e	天保5年1月 (1834)	万覚書(出替奉公人男女むつ間敷致事 等)	大和屋		帳面(不明)	安芸	不明・雑纂
11	b	天保5年11月 (1834)	子供出生并懐妊之者御改書上帳	町谷村・轟村・大渡村	(日光)奉行所		下野	常民研
12	b	天保6年11月 (1835)	懐妊改 組合村方書上帳	町谷村・轟村・大渡村			下野	常民研
13	a	天保8年4月 (1837)	子返御教諭書	青木安太夫・宮崎平太夫	千葉寺村役人共・小前 末々迄		下総	流経大 368/38
14	c	天保8年5月 (1837)	牡鹿狐崎組赤子養育御備金□□難波 二相及天保式年方年賦御取立御勘定 目録	同組欠持大肝入 木村五 郎右衛門	寛太夫・清右衛門		陸奥	国文研 23Z1/524/ 181
15	c	天保8年 (1837)	天保七年分牡鹿郡狐崎組田代浜赤子 養育御備金御勘定目録(貧民救済調達 御備金勘定目録の一部)	(狐崎組)大肝入 平塚 雄五郎			陸奥	国文研 23Z1/524/ 166
16	b	嘉永4年9月(~ 明治4年) (1851-71)	御趣意ニ付懐妊書上帳	小荃村	牛久(牛久藩、牛久県) 御役所		常陸河 内郡	不明・雑纂
17	b	嘉永4年9月(~ 明治4年) (1851-71)	御趣意ニ付懐妊書上帳	六斗蒔	牛久御役所(牛久御県 令所)		常陸河 内郡	不明・雑纂

18	b・c	安政4年～ (1857)	房総三ヶ国小児出生高取調帳／安房 上総下総御撫育金取調書(合綴)			縦帳	安房・上 総・下総	常民研追加 分48-02
19	d	元治1年10～11 月(1864)	(武州横瀬村捨子書類三通)	阿賀野村 貫人 辰五郎 ほか1名	横瀬村 荻野七郎兵 衛	状3通(包 紙あり)	武蔵	不明・雑纂
20	d	(近世)	乍恐以書付奉願上候(捨子養育方につ き)(後欠)			続紙	上総匝 瑛郡	常民研追加 分103
21	c	(近世)	窮民御撫育仕法書／種痘不始末書(合 綴)			和書	上総武 射郡	常民研追加 分48-01
22	i	(近世)	(若者仲間関係帳簿? 現物要確認)			縦帳?		常民研追加 分43
23	d	明治4年 (1871)	捨子始末一件書類(京都)			和書(文書 綴込)	京都	常民研追加 分64
24	f	(明治5年)5月	育子告諭	木更津県庁		摺物(木版)	木更津 県	流経大 368/30
25	g	明治5年8月～ (1872)	育子資本金加入帳			和書	下之郷 村	常民研追加 分65
26	a	明治6年10月 (1873)	育児窮民取調書上	育児掛兼戸長 高山嘉平 治	千葉県 育児掛	和書(文書)	上総国 長柄郡 押日村	常民研追加 分63
27	a	明治6年(1873)	育児規則				千葉県	常民研
28	a	明治6～8年 (1873-75)	育児方法施行順序				千葉県	常民研
29	g	(明治14年力) (1881)	育嬰同盟社規則(貧困親子救恤組織)				茨城県 水戸市	常民研追加 分67
30	g	明治15年7月	育嬰同盟土浦支社仮規則(貧困親子救			和書(活版)	茨城県	常民研追加

		(1882)	恤組織)				土浦市	分 68
31	a	明治 16 年 (1883)	妊娠出産届控				群馬県	常民研
32	g	(明治)	安産会々員募集帳				千葉県 匝瑳郡	常民研追加 分 66
33	h		子育御初着地 (裾模様彩色入)			衣類		常民研追加 分 97

分類：a.子返し規制 b.出産管理政策 c.子育て手当政策 d.捨子関係 e.奉公人関係 (f.教諭書) g.救恤結社 (h.古文書以外の諸資料 i.その他)

所蔵：不明＝所在不明 雑纂＝アチックミュージアム彙報第二九『社会経済史料 第一輯』収録史料

【a-1】

(縦帳・表紙)

「 明和四年亥十月

子辰シ御触請印帳

野州河内郡田野村」

差上申候御触書之事

百姓共大勢子共有之候者、出生之子を産所ニ而直ニ殺候国柄も有之段相聞、不仁之至ニ候、以来、右体之儀無之様ニ、村役人者勿論百姓共相互ニ心を附可申候、常陸下総辺にて者、別而右取沙汰有之由、若外方相顕ニおゐて者可為曲事者也
右之趣被 仰出候通り承知仕奉畏候、百姓末々之者迄連印仕差上申候、仍如件

田野村百姓

浅右衛門 印

喜右衛門 印

作左衛門 印

藤左衛門 印

甚左衛門 印

(中 略)

明和四年

亥十月日

山口忠兵衛様

御役所

(神奈川大学日本常民文化研究所所蔵 祭魚洞文庫)

【参考f】

寛政五年 まびき教訓絵詞



(流通経済大学所蔵 祭魚洞文庫 308-33)

【a-2】

(横帳・表紙)

「 天明八年

此度重キ被 仰渡村中江申渡竈判ゆひ判帳

庄屋

遠藤伝左衛門

御書之写

a 於領内出生在之候而も、当人之困窮二任セ、不仁之致方茂在之由相聞候二付、前々方夫々ニ申出置候事二候得共、未右之風俗不相止、出生養育之筋心得違在之様ニ相聞、甚以不仁之至天道ニ茂不叶事二候、必竟b前々方右体之風俗在之故、領内人別令減少、農業手余ニ相成、連々領内令困窮、既ニ去ル卯年非常凶作之節者民食乏しく、或者悪病を受令死亡或ハ鰥寡孤独与成、取救申付候而も、未手も不届様ニ相成候段、全下々江教不届故敷敷事ニ候、依之c後來不仁之儀無之、赤子生育致候様教之、勿論鰥寡孤独を救合相互ニ合力、不行届者江者其筋方厚令手宛、鄙賤之者と云共我等心底能々申聞せ、以来心得違無之様ニ可申付者也

申七月

(中略)

組合之定

一村々組合御定有之所、凶作以来者一己々々之難渋不少時節故、自然互之情愛薄相成候様相聞候、組合之儀者互ニ親類家内共相心得居候事ニ候得者、難渋二付而者尚更情愛可致厚候所、其村之艱難ニ方薄情ニ相成候儀者有之間敷事ニ候、d此度改被 仰付、以来ハ【写真撮り忘れにつき『社会経済史料雑纂』による】組合之心得急度相直し、互ニ懇意ニ情愛厚、自分々々之家内と相心得、難渋之筋有之候ハ、互ニ救助合候様ニ可致候、】(中略)

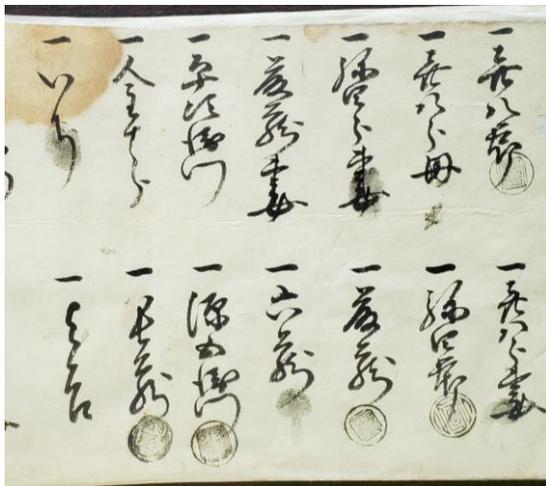
一五人組合

右者組合之内ニテ忝人組頭相立置、e一家之ことく万事情愛厚、打捨不申致世話、互ニ助合可申候、何そ不時之難ニ逢、上納方等指支有之候ハ、見続合可申候、f兼而從 公儀被 仰出候赤子養育之儀、互ニ堅申合、妊身之女組合之内有之候ハ、心ヲ付不仁之儀無之様互ニ申合候様可致候、尤子共養育之儀ニ付、此段被 仰出候趣相守候様可致候

(中略)

【署名捺印は写真】

(流通経済大学所蔵 祭魚洞文庫 384.1-7)



【b-1】

取極申組合村議定之事

今般日光 御奉行所様方厚思召を以、懐妊御改御坐候二付、三ヶ村
組合ニ取究置、兼而御触御文面之通相心得、妊身(ママ)之者一村
限相糺正路ニ書出、出産有之候歟、又ハ血流等ニ相成候儀全ニ有之
候分共、毎年三月廿日、十一月廿日迄ニ組合村ニ而調帳致、惣代ヲ以
上納いたし候筈、右ニ付妊身之もの有之候を隠置、御趣意ニ背候者
不及申、徒事いたし落産、難産等仕候ハ、組合村ニ而早速談合セ御
訴可申上、万一隠置脇方顕候ハ、御趣意之通、組合村迄御仕置被
仰付候事故、一村限り巨細ニ相糺可申候、万一不糺之村方ハ組合ニ
而如何様ニ御取計被成候共 御上様より御咎被 仰付候共、御難
渋相懸申間敷候、為後日取極申議定仍而如件

天保四癸巳年

三月

町谷村

(2名省略)

名主 喜左衛門^印

轟村

(2名省略)

名主 五右衛門^印

大渡村

(2名省略)

名主 兵吉^印

【b-2】

(表紙)

轟村

大渡村

町谷村

懐妊改 組合村方書上帳

天保六未年

十一月

(中略)

当三月懐妊之者書上分

町谷村

一 当未八月中男子出生仕候

一 当未四月中女子出生仕候

一 当未十月中女子出生仕候

(中略)

大渡村

一 当未六月中懐妊仕候

×壹人

右之通、懐妊仕候分奉書上候

轟村

一 当未四月中懐妊仕候

ゆミ 三十四才

御奉行所様

(神奈川大学日本常民文化研究所所蔵 祭魚洞文庫)

メ 耆人

右之通、懐妊仕候分奉書上候

右之外懐妊之者無御座候、尤此上懐妊仕候分者追々取調置、来三月
出生いたし候分委敷御届ケ可申候、以上

天保六未年

十一月

大渡村

名主 兵 吉

轟村

名主 五右衛門

町谷村

名主 喜右衛門

(神奈川大学日本常民文化研究所 祭魚洞文庫)

【b-3】

(縦帳・表紙)

「 天保五年十一月

子供出生并懐妊之者御改書上帳

轟村

大渡村

町谷村

当午三月中懐妊之者御書上之分

町谷村

はな、当午廿七才、当午六月中男子出生仕候

せい、当午廿六才、当午七月中女子出生仕候

まき、当午廿七才、当午五月中大病相煩流産仕

候二付、村役人立会相改候処相違無御座候

右八村役人共相改候処、相違無御座候

大渡り

まつ、当午三拾三才、当午五月中大病相煩流産

仕候二付、村役人立会相改候処相違無御座候

とよ、当午廿六才、当午十月中男子出生仕候

つね、当午三十才、九月中女子出生仕候

りか、当午三十一才、当午八月中女子出生仕候

右八村役人立会相改候処、相違無御座候

轟村

つる、当午三十五才、当午十がツ中男子出生仕候

候

さよ、当午三十六才、午八月中男子出生仕候

とふ、当午三十四才、午九月中女子出生仕候

とめ、当午三十四才、午六月中女子出生仕候

きち、当午廿七才、午十月中女子出生仕候

右八村役人立会相改候処、相違無御座候

合 女拾貳人

男子四人

女子六人
流産三人

(中略)

右之外懐妊之者無御座候、此上懐妊仕候分追々取調置、来ル三月迄
出生仕候分共、委敷御届可奉申上候、以上

午十一月

町谷村

名主 茂右衛門

轟村

名主 五右衛門

大渡り

名主 兵吉

御奉行所様

(神奈川大学日本常民文化研究所蔵 祭魚洞文庫)

一金貳分 宗七^印

同

一金貳分 喜三郎^印

同

一金貳分 政吉^印

同

一金壹兩貳分 作右衛門^印

同

一金壹兩 義十郎^印

×金四兩也

右者当亥養育料、書面之通被下置、難有頂戴仕候、以上

文政十年

十二月

中石井村

百姓代 平内^印

同添役 平十郎^印

組頭 利右衛門^印

名主 宗内^印

塙

御役所

小児養育料御手当小前帳
十二月 白川郡

中石井村

養育料

前書之通、御手当被下置者也
塙

【c】
(横帳・表紙)

「 文政十年

御役所^⑧

(神奈川県日本常民文化研究所 祭魚洞文庫)

【e-1】

(表紙)

「 明和四年

家来男女申渡し留

亥十二月

男奉公人申渡し覚

一此度其方共^レ志^ケ年切之約束ニ而、拙者方へ奉公ニ罷越候ニ付、手前家法之通申渡置候間、堅ク相守可申候、万一背候者於有之ハ、家法通急度手当可申付候、先以此方之家ニ而奉配女ト猥敷義堅ク相成不申候、つねニ女之そバへ参咄し等致候義仕間敷候(中略)

安永二年相改メ

女奉公人申渡覚

一其方共半年切之約束ニ而、拙者方へ奉公ニ付、家法之通申渡し置候条々左之通、奉配男と猥ケ間敷堅ク致間敷候、昼夜共断無しニ近辺之家へはいくわい致間敷候(後略)

(『社会経済史料雑纂』第一輯 「一〇 家来男女申渡し留」)

【e-2】

(表紙)

「 寛政十二年

奉公人仕方帳

七月

杉本

御扶持人

十 村

(中略)

一懐胎之女奉公人置替之砌、相頭候分ハ先主人江為召仕置、病中欠日ハ請人方人代為指出可申、人代無之被是及遲滞候は、主人手前ニ而重々為相糺候上、十村江相断、請人等呼出吟味之上、弥人代無之儀相違無之おゐては、日割を以給米為相返可申事

附翌年ニ至相頭候分は、当主人方請人手前相糺、前ケ条同様之事

(後略)

(『社会経済史料雑纂』第一輯 「七 越中新川郡奉公人仕方帳」)

第 27 回常民文化研究講座「生活世界の史料学」

2023.12.9. (土) @神奈川大学横浜キャンパス 3 号館 205 講堂 (+Zoom)

近代の社務日誌から見えるもの — 一年中行事の近代史の試み —

平山昇 (神奈川大学国際日本学部)

https://researchmap.jp/noboru_hirayama



【はじめに】

(1) 本報告の趣旨

本報告では、日常生活のなかの「不変」(変わりにくいもの) のように見えるものの中から、文字史料の活用を工夫することで「変化」を見出す手法として、神社の『社務日誌』の可能性に注目したい。

(2) 「変化=歴史学」「不変=民俗学」?

◆ 渋沢敬三

「本書〔『豆州内浦漁民史料』〕は、あまりに常に見るもの常_レに為すことは記録されず何事かの事件のみ書き残される歴史の影をまざまざと見せて居る如き気がする。一方学問に於ても社会的な仕事に於ても且常の何でも無いことを忘れてはならないと云ふ反省を起さずには居られない気がする」¹

→ 不用意に単純化してしまうと、非日常的な「変化」を扱う歴史学と、日常生活のなかの「不変」(変わりにくいもの) を扱う民俗学という不幸なすみわけを助長しかねない。

◆ 「不変(静)」と「変化(動)」が二項対立ではなく、それぞれへの価値づけはしばしば表裏一体²。

¹ 渋沢敬三「本書成立の由来」(同編『豆州内浦漁民史料 上巻』アチック ミュージアム 彙報 第 20、アチック・ミュージアム、1937 年)。

² とくに変化が激化する戦間期モダニズムに特徴的にみられることである。「歴史研究者は、年表に記されるような「変化」に注目して歴史過程を描きがちである。「この年も例年通り明治神宮の初詣が賑わった」という記述は年表には記されず、したがって、その参拝の「群衆」が同時代にもたらした心理的影響について歴史学が注目することはなかった。し

◆テーマと史料とのかかわりで工夫できることは？

(3) 年中行事の近代史の試み

◆年中行事＝「不変」？

◆<歴史学> 前近代の年中行事については歴史学の研究もおこなわれてきたが、近代以降については関心が低調³。

◆<民俗学> 年中行事は重要なテーマの一つだが、近代における変化の過程は十分ふまえられていない傾向⁴。

かし、子供を連れて明治神宮で初詣を行うようになった上田貞次郎の日記に「神宮に参拝者の押かける事は今年も変りなかつた」とわざわざ記されていたことも示すように、「変化」が相次ぐ激動の時代だからこそ、「今年も変りなかつた」ということがまことに特別なこととして同時代の人々の目に映ったということを見逃してはならないだろう。そして、大戦後のモダニズムが「激変する社会状況への不安の反映」であったことをふまえれば、毎年変わらず繰り返される伊勢神宮や明治神宮の初詣の「群衆」の光景のなかに「国体」の盤石さを読み込もうとする心性も、実は、モダニズムと根底で共鳴していたと言えよう」
(拙著『初詣の社会史』東京大学出版会、2015年、265頁)

³ 日本近代史では、皇室とかかわる祝祭日（紀元節など）や国家的祝祭（天皇の代替り儀式、皇紀 2600 年など）への関心はみられる一方で、「日常」の年中行事への関心が希薄という傾向がある。このようななかで私は、近現代日本の都市における年中行事が、鉄道、メディア（新聞）、皇室ナショナリズムあるいは明治時代の二度の「改暦」（明治 5 年と明治 43 年）といった様々な要素に影響されて変化してきたことを明らかにした（拙著『鉄道が変えた社寺参詣 初詣は鉄道とともに生まれ育った』交通新聞社新書、2012 年、同『初詣の社会史 鉄道が生んだ娯楽とナショナリズム』東京大学出版会、2015 年、同「都市祭礼の近代史 博多松囃子を事例に」『比較日本学教育研究部門研究年報』第 15 号、お茶の水女子大学グローバルリーダーシップ研究所、2019 年 3 月、同「戦前期名古屋の初詣 鉄道およびメディアとの関わりに着目して」『美術品で初詣 熱田で諸社へも初詣』新春特別展図録、2023 年、同「明治後期の島根における社寺参詣」『近世近代の交通と地域社会経済』島根県古代文化センター研究論集第 31 集、島根県古代文化センター、2023 年 3 月）。

⁴ 柳田国男に立ち返って「近代」と「都市」を対象とすべきと岩本通弥によって問題提起

◆報告者 新聞や日誌のように継続的に蓄積される類の史料を基幹にすえて経年での経過を追っていくという手法。年中行事の「変化」の近現代史。

※日取りの変遷

明治はじめの改暦以前から存在する行事は、ほとんど例外なく旧暦と新暦のあいだで迷走。クリスマスやバレンタインデーのように西洋由来で太陽暦専用の年中行事の方が日取りが安定。「伝統」に見えるものこそ日程がふらふらと変遷。ただし、迷走の要因は様々（近現代日本社会を規定した基本的な要素はほとんどすべて絡んでくる。軍隊・皇室・鉄道・メディア・改暦・感染症・日米関係（排日移民法）・教育 etc...⁵）。地域密着の現場で民俗学&歴史学の手法を組み合わせる調査する立場の研究者（博物館学芸員など）によって個別にはすでに明らかにされつつあるが⁶、それが学界では広く共有されず。

（４）近代の社務日誌

がなされ（岩本通弥「都市生活と民俗」、福田アジオ・赤田光男編『講座 日本の民俗学 3 社会の民俗』雄山閣、1997年）、同「「民俗」を対象とするから民俗学なのか なぜ民俗学は「近代」を扱えなくなってしまったのか」『日本民俗学』第215号、1998年）、その問題意識と接続する研究も出るようになったが、近代日本の都市における年中行事が近代日本社会の様々な要素に規定されながらダイナミックな変動を経て今日に至ったことに着目する研究は、いまだに活発とは言い難い。民俗学にかぎらず、歴史学以外で日本近代を対象とした諸研究は、明治維新～昭和戦時期をなんとなく直線的な「近代」として一括りにしがちであり、日露戦後から戦間期にかけて日本社会がそれ以前とは明らかに異なる段階に移行したこと（山野晴雄・成田龍一「民衆文化とナショナリズム」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史 9 近代 3』東京大学出版会、1985年）を重視する日本近現代史研究とズレが生じやすい。

⁵ 拙稿「近現代日本における年中行事の日取りの変遷 軍隊・皇室・メディア・改暦・感染症・排日移民法 etc...」（審査中）。

⁶ 松村利規「盆の変貌 糸島地方における日取りと盆踊り」（『福岡市博物館研究紀要』第6号、1996年3月、福岡市博物館ウェブサイトの「アーカイブズ」で閲覧可能）、土肥原弘久・入江清佳『長崎精霊流し 改訂版』（ゆりり書房、2020年、長崎好文堂書店オンラインセレクトショップまたは長崎歴史文化博物館ミュージアムショップで購入可能）。

◆報告者の社務日誌との出会い

東京（震災&戦災）→関西（住吉大社・西宮神社）

※西宮神社の社務日誌 元禄期～現代

◆近代の社務日誌を活用した研究 近年は少しずつ進展⁷（ヨコの連携はまだ）

◆近代において社務日誌の作成と保管の制度が整備された過程

1903（明治36）年10月「官国幣社庶務規則」公布（1910年・1912に一部改正）

官国幣社に印章と書類（社務日誌を含む）を作成・保存することを義務付け

これ以前から社務日誌を継続的に蓄積していた神社も多い。官国幣社以外の諸神社もおむねこの規則に準拠して社務日誌を作成・保管（旧社格が県社であった西宮神社も）。

◆以下では、西宮神社（兵庫県西宮市）に所蔵されている『社務日誌』⁸（以下、『日誌』）にくわえて新聞（『大阪朝日新聞』、以下『大朝』）もあわせて参照しながら、この神社の最

⁷ 管見の限りでは以下のものがある。

真清田神社史編纂委員会編『真清田神社史』真清田神社、1994年

遠藤慶太・高島正憲・福島幸宏編『伴林氏神社史料』フォーラム・A、2002年

山根真人「秋祭りにおける神賑行事の時代的変遷について 近代『社務日誌』の記述を中心として」『神社本廳教學研究所紀要』第11号、2006年3月

拙稿「明治・大正期の西宮神社十日戎」『国立歴史民俗博物館研究報告』155集、2010年4月（のちに拙著『鉄道が変えた社寺参詣』交通新聞社新書、2012年、第5章）

前掲拙著『初詣の社会史』2015年

田浦雅徳監修『橿原神宮史 続編』橿原神宮庁、2020年

小椋純一「巖島神社社叢の景観変遷の背景について 主に明治中期から昭和30年の社務日誌から」『京都精華大学紀要』55号、2021年

杉本優「宇都宮二荒山神社社務日誌翻刻解説 神社神道の戦前戦後を見つめ直す始原としての社務日誌の役割」『神道宗教』264・265号、2022年1月

拙稿「宗像神社の近代」新修宗像市史編集委員会編『新修宗像市史 祈りとまつり』宗像市、近刊

⁸ 「御社用日誌」「御社用日録」「御社用記録」「御神用日記」など表題は年次によって異なるが、以下では『社務日誌』で統一する。この史料群の概要は以下を参照。

「西宮神社御社用日記」、文化遺産オンライン、2023年11月3日閲覧 <https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/436970>

大にして最重要の年中行事である十日戎の明治から昭和初期にかけての動向を追いかけていくことで、この史料からどのような世界が見えてくるのかについて考えてみたい⁹。

【1. 十日戎の迷走 — 「二つの十日戎」「三つの十日戎」 —】

(1) 二つの十日戎 — 新暦十日戎の不人気 —

◆現代の西宮神社の十日戎 例年1月9～11日（10日が大祭）

◆明治に入って西宮十日戎に変化をもたらしたのは、明治5年末（明治6年初め）の改暦と、1874（明治7）年5月の大阪—神戸間鉄道の開業にともなう西ノ宮ステーションの設置。西宮神社では新暦と旧暦の二つの十日戎が行われるようになる。

◆新暦の十日戎

・農漁村からの参詣無し。都市部（大阪・神戸）から汽車を利用して訪れる人々が多少。明治の半ばをすぎるとそれも衰退（農漁村部の信者たちが旧暦十日戎に集中。新暦の十日戎に特化した今宮神社に大阪からの参詣が集中）。

◆旧暦の十日戎

・改暦直後にはしばらく中絶。1877（明治10）年以降復活。農漁村部の信者たちが回帰したうえに、官鉄¹⁰およびそれに接続する私鉄各社も後押しして、以前よりもむしろ活発化。
・旧暦を重視しない阪神両都市の人びとも、旧暦十日戎が日曜日など公休日と重なったときには郊外行楽を兼ねてこの神社にやってきたため、賑わいはさらに増していく。

(2) 阪神電車の開業

◆1905（明治38）年4月12日 阪神電車（大阪出入橋と神戸三宮）開業。西宮神社から至

⁹ 以下、西宮神社の十日戎に関する記述は、特に注記がないかぎり、前掲拙著『鉄道が変えた社寺参詣』第五章にもとづく。

¹⁰ 政府が経営する鉄道については、鉄道作業局、帝国鉄道庁、鉄道院、鉄道省といった時期ごとの管轄官庁の名称を用いるのは煩雑になるため、鉄道国有法施行（1906年）以前は「官設鉄道（官鉄）」、それ以後は「国有鉄道（国鉄）」と称するの通例となっている。なお、いずれも研究者の造語ではなく、当時の人々が実際に用いた呼称である。

近の場所にも停車場¹¹

◆新暦十日戎

阪神電車が西宮神社の新暦十日戎を大々的に宣伝すると、前年までの不人気とはうってかわって大盛況に。

「西の宮の蛭子神社にては例年旧暦の十日蛭子の外に今年是新暦にて臨時祭を執行したるが、金銀の蛭子の当福や〔阪神〕電車の全線半賃といふに、イヤ出たは出たは、九日の午後から十日に掛けて電車は上り下りとも満員の札を掲げ、出入橋の出札所の如きは待合所より遠く長蛇の陣を造れり」(『大朝』1906年1月11日)

◆旧暦十日戎

阪神電車は旧暦十日戎も大宣伝。もともと賑わっていた旧暦十日戎がさらに活性化。

「九日十日両日共未曾有ノ群参、特二十日ノ盛況筆紙ニ尽〔シ〕ガタシ〔中略〕思フニ古来斯ノ如キ大盛況ハアラザルベシ」(『日誌』1907年2月22日＝旧暦正月10日)

(3) 三つの十日戎 ―明治43年の「旧暦廃止」―

◆1910(明治43)年、政府は官暦への旧暦併記を廃止した(逆に言えばそれまでは併記されていた)。「太陰暦廃止」「旧暦廃止」「新暦施行」(!?)と称され、“今度こそ本当に旧暦廃止、”という印象を人々に与えた重要な改正¹²。

◆西宮神社も祭日を変更。ただし、新暦十日戎への一本化ではなく、新暦十日戎を従来通り行なうとともに、旧暦十日戎の代わりに月遅れの二月十日を本来の十日戎とするという内容。ところが・・・!?

◆新暦十日戎

・それまで旧暦十日戎にだけ注力していた国鉄は、この年から新暦十日戎の集客を本格化

¹¹ 開業四年前の『日誌』には「電気鉄道線路ヲ可成南門前ニ敷設セハ、将来神社隆盛ノ一端トモナランニ付、交渉セハ如何」という関係者の提案をうけて、神社職員が阪神電鉄関係者に面会しに行ったという記録が見える(『日誌』1901年2月5日)。

¹² 自治体史の民俗篇をいくつか見ればわかることだが、この年(1910年)に祭日が旧暦から新暦に変更されたという事例は非常に多い。だが、その理由がこの明治43年のもう一つの「旧暦廃止」であったということは、研究者にもほとんど知られてこなかったことである。近年ではこのことをふまえて論じる論考もわずかであるが出てきている(国分航士「近代の元号」『歴史と地理 日本史の研究』268号、2020年3月)。

(→国鉄と阪神電車の乗客争奪戦が勃発)。その結果、郊外散策を求める都市部の人々がつめかけて空前の大盛況となり、神社関係者も「新暦十日祭トシテハ空前ノ盛況」(『日誌』1910年1月10日)と驚嘆。ただし、社側としては旧暦十日戎を月遅れの二月十日戎に移行して最も重要な行事にしたつもりであったのだが、参詣客の中には旧暦十日戎は廃止されて新暦十日戎に一本化されたと思った人が多数いた。

「本年参詣人ノ多カリシハ、好天気ト大阪ヨリ恵方ニ当レルニ依ルハ申迄モナケレド、当年ヨリ旧暦廃止ノ結果従来ノ旧十日大祭ハ廢セラレテ新十日祭ニ改正セラレタルモノト誤解セシ向モ多数見受ケタリ」(『日誌』1910年1月11日)

◆二月十日戎(一ヵ月後の月遅れ)

・神社は大祭が2月10日に変更になったことを新聞で告知(阪神電車と国鉄も同様)したが、まったくの空振り!!(農漁村地帯(「三丹洲」)からの参詣は皆無。都市部からの参詣客も少数)。

「本年ヨリ曆面ニ太陰曆記載ヲ廢止シ新曆ヲ勵行セラル、事トナリシヲ以テ、当社年中ノ祭典行事ヲ改メスベテ一ヶ月送リト改正シ、本日ヲ以テ旧正月十日大祭ヲ執行スル事トセリ。是ヲ以テ一般ニ普ク熟知セシムルノ必要アルヲ以テ、本月一日二日両日ニ涉リ各新聞紙ヲ以テ講社員及信徒ニ予告シ、更ニ七日八日九日三日間阪神全部ノ新聞ニ広告セリ。于然意外ニモ参者三日間ヲ通シテ平年ノ拾分ノ一位ノ少数ニテ前代未聞ノ一日ニ属シ、一同無念ノ外ナカリシ。〔中略〕三丹洲〔丹波・丹後・但馬〕信者ハ一人ノ参者モナカリシ。聞ク処ニ依レハ本月二十日祭即チ旧十日祭当日ニ参詣スル由各村申合セシ処モアリトカ。兔モ角モ案外千万ノ状況ナリキ」(『日誌』1910年2月10日)

◆旧暦十日戎(2月20日)

農漁村部の人々は神社関係者の意図にはお構いなしに、申し合わせたように(おそらくは実際に申し合わせて)それまで通り旧暦十日戎に参詣。都市部からの参詣は皆無。

「昨今〔昨日と今日〕ハ旧正月十日祭ニ相当スルヲ以テ参者多カルベシトノ予想ヲ以テ境内出店等旧大祭ト同様多数アリ。于然平年ノ三分ノ一ニモ足ラズ。殊ニ阪神ヨリノ参詣ハ皆無ニシテ三丹洲ノ人ノミナリ」(『日誌』1910年2月20日)

◆神社関係者たちの困惑

「本年ヨリ改曆勵行ノ為メ、明年ノ大祭ヲ二月十日ニ設定シ、普ク広告シ、汽車電車側モ同様一般ニ広告セルニモ拘ラズ、参者稀少ナリシガ、本日ノ二十日祭〔旧暦十日

戎] ハ本社ヨリ広告セズ汽車電車ノ割引等モナシ。于然両日共相応ニ賑ハヒタリ。尤モ平年ノ旧十日大祭トハ比スベクモアラネド、旧慣ハ容易ニ脱却シガタキ事ヲ察スルニ足ル〔中略〕本年ノ大勢ニ鑑ミ明年ハ熟考ヲ要ス」(『日誌』1910年2月20日)

→結局、翌年以降も二月十日戎は賑わいを見せることはなく、やがて神社関係者もこれを維持することをあきらめ、旧暦十日戎に重点を移していく。

(4) 小括

明治43年の改暦(「旧暦廃止」)を受けて、西宮神社としては新暦と月遅れの二つの十日戎にするつもりであったが、ふたをあけてみれば新暦・月遅れ・旧暦の三つの十日戎となってしまう。新暦十日戎は阪神電車と国鉄のサービス競争の場となり、前年まで旧暦十日戎に参詣していた都市部からの参詣客も新たに加わって、三つの十日戎の中で最も賑わった。しかし、神社側が最重要行事として意気込んでいた月遅れの二月十日戎は、都市部の人々がわずかに訪れた程度で、農漁村部の人々からはかえりみられず、最も賑わいが少なかった。一方で、旧暦十日戎は都市部の参詣者は皆無であったが、農漁村部からは相変わらず参詣客がやってきた。

結局、明治43年の「旧暦廃止」以降、都市部からの参詣客は新暦十日戎に集中し、農漁村民は旧暦十日戎に参詣するという形に落ちつくことになる。

【2. 阪神電鉄との協調と駆け引き】

(1) 夜間参拝をめぐる相克

◆古来より西宮神社では十日戎に先立って前夜より忌籠を行うこととなっており、九日夜には必ず閉門していた。ところが、阪神電車開業後の新暦十日戎では、閉門した後になっても参詣につめかける人が見られるように・・・

「夕刻ヨリ参者群集、夜ニ入リテ殊ニ殺到ス。十二時ニ至リ閉門セシモ、尚門外多数ノ参詣者アリ。不平ヲ鳴ラシテ怒リシ由ナリ。是ハ本年ハ何故カ電鉄ヨリ九、十、二日終夜運転ノ□□〔宣伝カ〕セシニ依ルナラン」(『日誌』1918年1月9日)

・その後、阪神電車の終夜運転こそ繰り返されなかったものの、9日のみならず10日夜までも深夜まで賑わう傾向が強まっていくなかで、神社側からも電鉄会社に働きかけ¹³。その後も神社と電鉄の間で夜間参拝客をめぐる駆け引きはくすぶり続けることに・・・

(2) 忙しくなる正月（元日・三ケ日）

大正末期以降、大都市圏の鉄道（私鉄&国鉄）による恵方詣&初詣の集客競争が激化。それまで平穏だった正月が様変わり・・・

「大阪方面ノ賽客陸続トシテ来参シ、実ニ元朝〔がんちょう〕ノ参詣数トシテハ未曾有ノ現象ヲ呈セリ〔中略〕全ク電車宣伝ノ為ナルベシ」（『日誌』1925年1月1日）

「終日大々的多忙ニ付相当疲労ヲ覚ユ〔中略〕本年ハ回礼ヲ廃ス。何十年来ナキ例ナリ」（『日誌』1927年1月2日）

「阪神電車ハ初詣ノ各駅広告ヲ二三日ヨリ掲出、各新聞ニモ広告シ今朝ノ各新聞ニ別ニポスターヲ挿入セリ。毎年予メ注意ノコト」（『日誌』1927年12月30日）

「社員極度ニ疲労ス。何トカ良法ナキモノカ」（『日誌』1928年1月1日）

「社員可成疲労ス」（『日誌』1929年1月1日）

【おわりに】

以上をふまえて、最後に今回の講座の趣旨説明で提示された3つの問いに対して、主として年中行事の近現代史という視角から回答。

(1) 生活世界はどのような史料から明らかになるのか？

◆「生活世界」 「都市のエリート知識人にとって物珍しいもの」というバイアスをかけないように注意。渋沢敬三の言葉を、都会の知識人が田舎の庶民の「生活世界」を発見しに行った、という構図に落とし込んでしまうと、近代都市の「日常の何でもないこと」が

13 「今夜閉門ニ関シテハ前以電車側ト交渉シ、九日晚ハ十一時ニ総門ヲ閉鎖スベキ旨大阪神戸両停車場へ掲示セシム」（『日誌』1925年1月9日）

視野から抜け落ちてしまう。

◆近現代の神社仏閣の史料 広く信仰をあつめていた社寺に鉄道がアクセス。都市部から日帰り参詣が可能になると同時に、農漁村部の人びとの参詣も促進。そのような場で一日も休まずに書き残された日誌から見えてくるのは、都市部と農漁村部の双方の生活世界がすれ違ったりまじりあったりしながら近代の社寺参詣の形がつくられていった様相。

※十日戎 都市部（大阪・神戸）の人々は旧暦だろうが新暦だろうがとくにこだわることなく、阪神電車が宣伝して客寄せをすれば西宮神社へとつめかけた。一方で、農漁村部の人びとは阪神電車や西宮神社の意向にかまわず一貫して旧暦の十日戎へと参詣し続けた¹⁴。

◆特定の行事について年刻みで変化を追うことができる史料（社務日誌、新聞や個人の日記など）。

※『風俗画報』、歳時記 事後的に整理した情報。年刻みの記録ではないため、実態とのあいだにタイムラグが生じたり、事後的な価値づけがなされることも¹⁵。

◆社務日誌＝リアルタイムで継続的に記録され続けたゆえに、特定の年中行事について年刻みで確認できる史料。このような史料をふまえずに、事後的にまとめられた史料を飛び石のようにつなぎあわせると、なんとなく近代を直線的にとらえて前近代と現代とを安易

¹⁴ ただし、後者の要因を農漁村部の人びとの「民俗的思考」といったものへと還元することについては慎重でありたい。そのような見方は、肯定／否定の価値判断こそ反転しているものの、「文明」の高みから彼らを「頑迷固陋」などと非難した当時の知識人の視線とも通ずるものである。旧暦行事のなかでもとくに旧正月に関しては、収穫した農作物を現金化するスケジュールとの兼ね合いで新正月では準備が間に合わないという単純な事情があった。そのことを農村青年が堂々と主張した投稿もある（「緩急車 実生活と旧暦 東参濱男生」『新愛知』1916年12月26日）。

¹⁵ 「初詣に限らず、年中行事の成り立ちや変容の過程については、これまで歳時記の類に依拠して説明されることが多かった。しかし、ここでみたように、実際の慣習の成り立ちとそれが毎年恒例の年中行事として認識されて歳時記類に明記されるようになるまでの間には一定のタイムラグが生じる傾向があるということに注意する必要がある」（拙著『初詣の社会史』38頁）。

に接続することにもなりかねず、非歴史的な「伝統」イメージの固定化にも¹⁶。反対に、このような史料から近代の変遷を明らかにして¹⁷、既存の民俗学・社会学・文化人類学などのフィールドワークの成果をあらためて見つめなおせば、いろいろと新しい解釈が導かれるはず。

◆教育でも効果大。新聞であれば現在はアクセスが容易。

※報告者はこれまで授業を担当してきたすべての大学（前任校の九州産業大学、現在の本務校の神奈川大学、および非常勤出講をした東京大学・立教大学）で過去の新聞をもちいたレポート課題を出してきたが、どの大学でも特定の年中行事の近現代史を明らかにする力作のレポートが続出（コピペに悩まされることもない）

※データベース完備の主要全国紙でも面白いが、各地の新聞を都道府県立図書館などで調べればさらに貴重な発見。報告者のゼミ生（当時学部 3 年生）がバレンタインデーをテーマとして『神奈川新聞』を調べたところ、戦後の一時期、バレンタインデーにちなんで米軍施設内の小学校に横浜の市立小学校の児童たちが招かれ、交流会でカードを交換するということが行われていたということ、雛祭りには市立小学校側から返礼の招待がおこなわれていたこと¹⁸。

¹⁶ とくに民俗芸能研究において重大な誤謬が生じがちであることをすでに松村が鋭く指摘している（前掲松村「盆の変貌 糸島地方における日取りと盆踊り」）。

¹⁷ この報告では十日戎という特定の神社の特色ある年中行事を扱ったが、初詣、クリスマス、バレンタインデー、あるいは学校で実施される行事（運動会や卒業式など）などなど、全国どこにでもある年中行事を対象にしても面白いだろう。とくに学校は戦前からの日誌が保管されている場合があり、学校が単なる子供の教育機関としてのみならず運動会など地域全体の年中行事の場にもなっていくことをふまえれば、今後の発掘と研究が望まれるところである。近年、日本古代史が専門の大平聡が、地域に密着した史料の発掘と保全の活動（東日本大震災の被災地を含む）に熱心に取り組むなかで学校日誌の重要性に着目し、精力的に成果を発表しつつある（大平聡「学校日誌に記された戦争」『歴史地理教育』858号、2016年12月、同「学校資料と歴史学」『歴史評論』822号、2018年10月、同「学校日誌に記されたスペイン風邪」『宮城歴史科学研究』89・90合併号、2023年3月、など）。

¹⁸ 加藤マリア「日本のバレンタインデーにおける変遷」『神奈川大学 国際日本学部 平山ゼミナール 1 期生 2022 年度の軌跡』平山昇研究室、2023年2月、私家版。

(2) 史料読解のあり方とは？

◆一定のまとまった量の史料に没入

ある特定の場や集団が日常的にもっていた空気感とか雰囲気

◆複数のアクターの史料をかけあわせる

社寺参詣 ①ホストとなる神社仏閣

②ゲストとなる参詣者

③両者をつなぐメディア（新聞など狭義のメディアだけでなく交通もふくめた広義のメディア）

※戦前の国鉄の門司鉄道局と宗像神社（現・宗像大社） 同床異夢の関係（神社側は境内整備の資金調達、国鉄側は収益改善と従業員の慰安&「修養」）となって交通安全祈願の人気を確立¹⁹。

◆②参詣者＝ブラックボックス？

・江戸時代～明治 『道中日記』『旅日記』

・明治後期以降 ガイドブック普及により参詣者が記録を残す必要がなくなる。

→個人の日記などに頼らざるを得ない（『道中日記』のようにまとまった形ではないので、お目当ての記述を集めるのは意外と大変・・・）。

・ある特定の場に「いる／いない」「来る／来ない」「(強制されずに) 集まる／集まらない」ということが重要な意思表示になる。

※渋沢栄一 明治神宮誕生の功労者 内苑／外苑でセレモニー出欠に落差²⁰

(3) 文献史料でどこまでアプローチできるのか？

西宮神社の『日誌』から見えてくるもの／見えてこないもの

◆見えてくるもの

19 拙稿「宗像神社の近代」（新修宗像市史編集委員会編『新修宗像市史 祈りとまつり』宗像市、近刊）、拙稿「門司鉄道局と宗像神社 慢性不況と「思想悪化」のなかでの慰安と「修養」（投稿準備中）。

20 拙稿「渋沢栄一と明治神宮 内苑との隔たり、外苑への思い」、山口輝臣編『渋沢栄一はなぜ「宗教」を支援したのか』（渋沢栄一と「フィランソロピー」7）ミネルヴァ書房、2022年。

①変わらない（変わりにくい）もののように見える年中行事が様々な変化をとげてきたこと。『日誌』における年中行事の記述は例年通りで変化がないという内容も多いが²¹、だからこそ変化のインパクトが見えやすい。

②様々なアクター（都市部からの参詣客／農漁村部信者／神社関係者／鉄道業者／メディア業界 etc...）の思惑や利害のせめぎ合い

③外には出せない事情や本音が率直

※阪神電車の開業後、電車側が節分のさいに「大阪から恵方に当る」として西宮神社を宣伝したところ、「例年ヨリ賑ハシ」。「明年ハ恵方ナラズトモ電車ヨリ節分ノ広告ヲナサシムル方法ヲ考フベシ」²²。

◆見えてこないもの

①最大級の激変期にかぎって欠・・・!!

②女性の姿

※養蚕は女性なしには成り立たないが²³、農家の男性当主が養蚕について日記に記すとき、女性はほとんどまったく登場しない²⁴。

③マイノリティ（朝鮮人・中国人など）

※張玉玲「福建の呉服行商人と近代日本の農村社会」²⁵

²¹ 「氏子群集如例」（『日誌』1884年1月27日、旧暦大晦日）、「朝来賽者多ク境内賑ハシ。先以例年ノ通ナルベシ」（同1903年1月29日、旧暦元日）。

²² 「本日節分ニ付且大阪ヨリ恵方ニ当ルヨシニテ電車ヨリ広告シタリ。故ニ早朝ヨリ大阪人ノ参詣夥シ。非常ノ賑ナリ。夕刻ニテ止ム。夫ヨリ氏子ノ人々夜更テ参詣ス。例年ヨリ賑ハシ。〔中略〕明年ハ恵方ナラズトモ電車ヨリ節分ノ広告ヲナサシムル方法ヲ考フベシ」（『日誌』1907年2月4日）。

²³ 沢辺満智子『養蚕と蚕神 近代産業に息づく民俗的想像力』慶應義塾大学出版会、2020年。同書を書評した次の拙稿もあわせて参照されたい。平山昇・沢辺満智子「書評とリプライ 沢辺満智子『養蚕と蚕神 近代産業に息づく民俗的想像力』」『宗教と社会』28号、2022年6月）。

²⁴ 相澤栄久（編・刊）『相澤日記』相澤栄久（私家版）、1965年。

²⁵ 張玉玲「福建の呉服行商人と近代日本の農村社会 ある華僑の回想録への解説を通して」（『日本民俗学』309号、2022年2月）。以下、長文をいわず引用しておく（87-88頁）。

以上

「一九世紀後半、明治政府によって積極的に進められた文明開化・殖産興業を中心とした一連の近代化政策のもと、農村部においても近代化が進み、特に繊維業と鉱業の隆盛などによってもたらされた物質的繁栄は来日した福建出身者にも大きな商機をもたらした。また、反物などを含む生活の必需品のほとんどが行商人に頼らざるを得ない、近代化に「取り残された」伝統的な農村の存在も、また呉服行商という生業を成り立たせる条件となった。さらに、貧富の格差、被差別部落、子どもや女性の境遇など当時の農村が抱えていた多くの問題を、福建からの行商人が実際に見て、または当事者としてもかかわっていた。この意味においては、福建の呉服行商人は、多くの農民や出稼ぎ者、漂泊宗教者など〔と〕同様、近代化の波に飲みこまれ、一部の伝統を残しつつも解体していこうとする日本の農村風景を構成する一部であった。

一方、一九世紀後半から、日本が近代的国民国家、さらに帝国として発展していく過程において、農村においてもナショナリズムが高揚していく中、各地を行商する福建出身者は、軽蔑すべき「シナ人」、戦争開始後に「敵国人」とみなされ、「よそ者」として排除される対象となっていく。したがって、この時期は、出稼ぎのつもりで来日し、中国のことを「何も知らなかった」福建の呉服行商人が「中国人」としての民族意識を確立した時期であった。それだけでなく、彼らが経験した苦労を見て育った二世が、戦後、全国的同郷ネットワークを強化しつつ民族意識を強めた歴史的要因ともなったと考えられる」